

視覚障害者の移動を支援する同行援護に関する実態把握と課題（3） -事業の内容と経営実態に関する事業者調査-

高木憲司¹・末田靖則²・坂本洋一³・中野泰志⁴・堀智貴⁵・片桐大樹⁶

Kenji Takaki¹・Yasunori Sueda²・Yoichi Sakamoto³・Yasushi Nakano⁴・
Tomotaka Hori⁵・Hiroki Katagiri⁶

同行援護については、サービス提供量等の地域間格差等が指摘されているため、平成 25 年度、同行援護事業者に対する全国調査を実施した。その結果、事業者の規模・提供サービス内容・従業員保有資格・時給・手当・経営実態等が明らかになった。これらに基づき事業者の側面から同行援護事業の課題を整理する。

キーワード：視覚障害，移動支援，同行援護，障害者総合支援法

Keywords : Visual Impairments, Transportation Services, Transportation Services including Information Provision and Communication Supports, Total Services and Supports for Persons with Disabilities Act

1. 研究目的

2011（平成 23）年 10 月に障害者自立支援法の一部改正に伴い、自立支援給付として視覚障害児・者のための「同行援護」が新しく創設された。従来、視覚障害児・者のガイドヘルプは、地域生活支援事業の移動支援において実施されていた経緯があり、国の統一基準がなかったため市町村ごとに事業者への報酬やサービス内容が異なり、地域間格差が指摘されていた。

地域間格差については、都市部以外での利用者が少ないことや都市部と山間地域でサービス提供のコストが大きく異なることなどの構造的な問題もあることから、地域ごとに事業者の規模・提供サービス内容・従業員保有資格・時給・手当・経営実態等について調査し、それらの実態把握を行ったうえで課題を整理し、対応策に

についても検討する。

2. 方法

同行援護実施事業所を対象に、以下の要領で調査を行った。

①調査目的：提供サービス内容の実態、報酬算定状況、サービス提供の際の課題について把握すること。

②調査対象・方法：WAM ネットより抽出した全事業所(9,209 件／平成 25 年 10 月時点)に対して郵送により調査票を送付し回収した。

③調査内容：提供サービス内容（同行援護の報酬区分における身体介護あり・なし別のサービス内容等）の実態。報酬算定状況の把握、サービス提供の際の課題。

同行援護従事者の「同行援護従業者養成研修」

- 1) 和洋女子大学生活科学系・専門士・〒272-8533 千葉県市川市国府台 2 丁目 3 番 1 号・047-371-2196
- 2) 神奈川県総合リハビリテーションセンター七沢更生ライトホーム・理学士・〒243-0121 神奈川県厚木市七沢 516・046-249-2437・046-249-2411
- 3) 株式会社ピュアスピリッツ・社修・〒351-8510 東京都千代田区内神田 1-4-15 新誠ビル 5 F
03-5283-5567・03-5283-5589
- 4) 慶應義塾大学経済学部・文修・〒223-8521 神奈川県横浜市港北区日吉 4-1-1・045-566-1367・045-566-1374
- 5) 株式会社ピュアスピリッツ・経営学士・〒351-8510 東京都千代田区内神田 1-4-15 新誠ビル 5 F
03-5283-5567・03-5283-5589
- 6) 株式会社ピュアスピリッツ・文学士・〒351-8510 東京都千代田区内神田 1-4-15 新誠ビル 5 F
03-5283-5567・03-5283-5589

への参加状況、従事者確保における課題等。

3. 結果

全国の同行援護事業所 9,209 か所のうち 3,276 か所から回答が得られた（回収率：35.6%）。得られた結果から主なものを示す。

(1) 事業所の事業主体（図1）：民間企業が61.4%と最も多く、社会福祉法人が22.1%、NPO法人が11.2%であった。

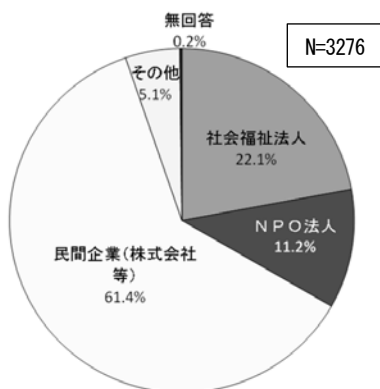


図1 事業所の実施主体

(2) 同行援護事業以外に実施している事業がある事業所は98.5%であり、ほとんどの事業所が同行援護単独事業所ではなかった。実施している事業は介護保険の訪問介護が89.2%と最も多く、障害者総合支援法における介護給付が77.7%、知的障害者移動支援事業が51.9%であった。（図2）

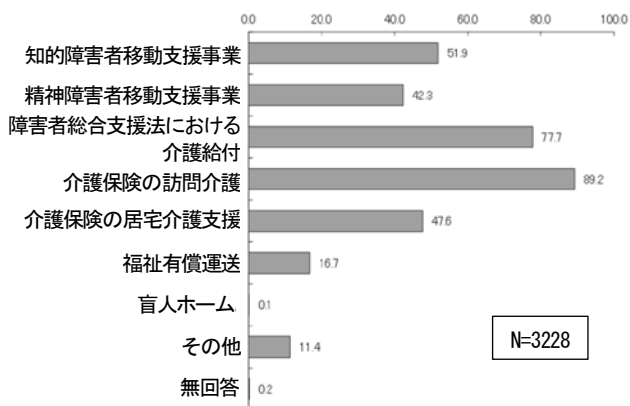


図2 同行援護以外の実施事業

(3) 事業所規模については、サービス提供従事者数でみると、全国平均で専任1.34人、兼任2.36人であり、小規模事業所が多かった。

(4) 時給について（図3）：従事者の時給は1000～1199円が16.6%と最も多く、1200～1299円が15.7%、1500円以上が11.4%、1100～1099円が11.1%、1000円未満が10.9%とバラつきがあった。地域別にみると、関東、近畿、特別区・政令指定都市に時給が高い事業所が集中していた。

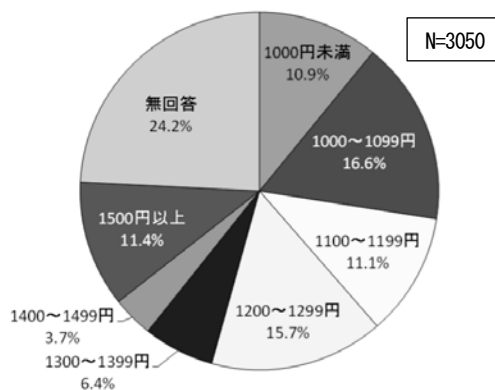


図3 従業者の時給

(5) 交通費の支給の有無（図4）：交通費の支給をする事業所は56.3%であり、支給しない事業所の32.5%を上回っている。

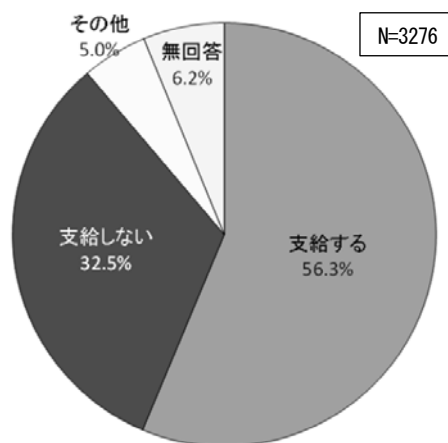


図4 交通費支給の有無

(6) 交通費を支給しない場合の取扱い（図5）：交通費は時給本体に含めているが49.4%と約半数を占め、利用者の負担による（19.5%）、従

事者本人の負担による(13.7%)と続いている。

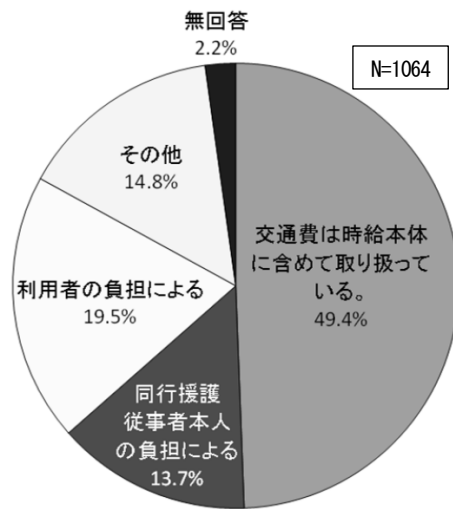


図5 交通費を支給しない場合の取扱い

(7) 割増以外の支給している手当(図6): 福利厚生費(36.6%), 研修受講費(34.7%), キャンセル料(34.3%)の3つが3割を超えている。キャンセル料とは、利用者の都合で利用がキャンセルされたことに伴い発生する違約金的なものであるが、このキャンセル料の負担を利用者をお願いしている事業所も18.8%あった。

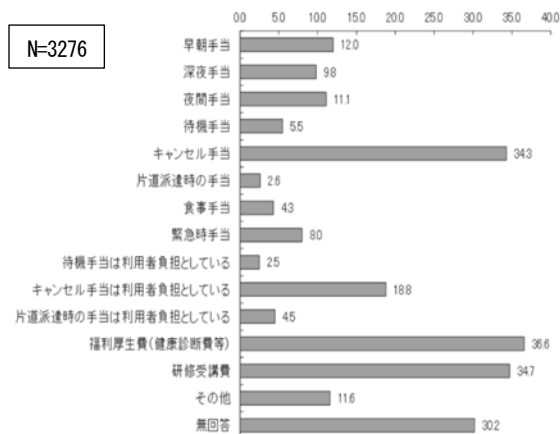


図6 割増以外の支給している手当

(8) 同行援護利用者数(表1): 同行援護利用者は全体で2055人の利用者がいたが、身体介護ありかなしかで分けると、身体介護ありが1432人であり、身体介護なしは1554人となっている。全体のうち65歳以上の者が1570人であり、約76%を占める。制度上、身体介護ありでは、外

出中の介護負担が大きいことが想定されるため報酬が高く設定されている。

表1 同行援護利用者数

		総数	うち身体介護あり	うち身体介護なし
全体	n	2055	1432	1554
	平均	21.45	9.43	19.18
	最小値	0	0	0
	最大値	2,272.0	1,168.0	1,780.0
うち65歳以上	n	1570	1098	1268
	平均	14.58	6.30	12.65
	最小値	0	0	0
	最大値	770.0	189.0	600.0
うち18歳未満	n	738	656	642
	平均	1.14	0.50	0.79
	最小値	0	0	0
	最大値	88.0	20.0	78.0
		中央値	0	0

(9) 利用者からの申し出による中止理由: 体調不良が55.3%, 天候不良が51.1%であり、同行援護は外出を中心とした支援であるため、居宅内の介護に比べてキャンセルが発生しやすい構造的な問題がある。

(10) 個別支援計画を作成しているか(図8): 利用者全員の個別支援計画を作成している事業所が62.5%と最も多かった

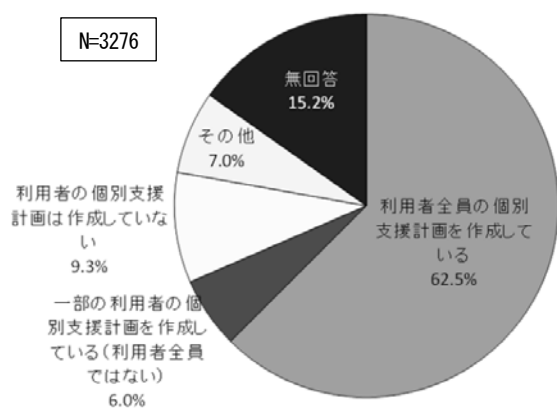


図7 個別支援計画を作成しているか

(11) 相談支援専門員と連携して個別支援計画を作成しているか(図8): 連携ができていない事業所が26.4%, 出来る場合と出来ない場合が

ある事業所が 27.7%あり、地域の相談支援専門員が不足している実態が反映されていると考えられる。

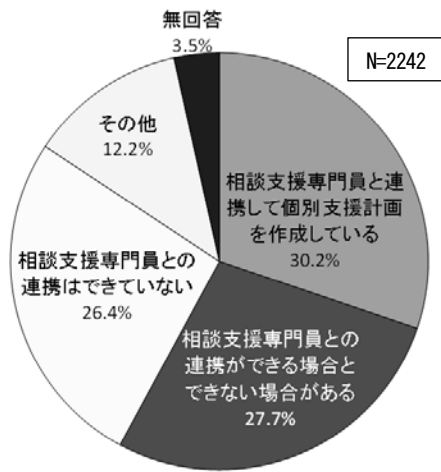


図8 相談支援専門員との連携

(12) 同行援護事業の請求額 (図9) : 2013年6月の請求額について、10万円未満が最も多く57.9%、10~50万円が17.7%であり、両者を合わせると7割を超え、各事業所における同行援護事業収入は低いことがわかった。

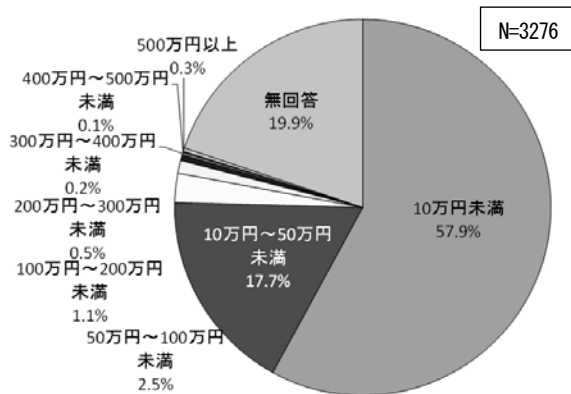


図9 1か月請求額 (2013年6月)

4. 考察

本調査の結果、同行援護事業者の経営実態が一部明らかになった。アンケートの自由記載も踏まえ、事業者側から見た課題を整理すると以下のとおりである。

- ・利用者数が少ないため収入が少ない
- ・従事者研修受講が経営上の重荷になっており、

資格要件を緩和すべき

- ・研修受講したくても機会が少ない
- ・身体介護なしの報酬が低く採算が合わない
- ・利用者からのキャンセルが多く、キャンセル料を利用者が負担しているケースもある
- ・都市部では利用者数も確保でき交通機関も整備されているため事業として成立するが、地方では成立しづらい
- ・地方では家用車での移送中にも報酬算定が認められなければ経営が難しい
- ・福祉有償運送のハードルを下げるべき
- ・同行援護と介護保険や移動支援で、どのサービスを使うのか明確な基準がない
- ・交通機関利用中に算定しないなど自治体の理解不足がある

以上の課題に対し、同行援護の経営状況を安定させるためには、報酬の改善や福祉有償運送の規制緩和、国の基準の明確化、自治体の理解促進などの取り組みが必要であることがわかった。ただし、厚生労働省が実施した平成26年度経営実態調査において、同行援護事業の収支差はプラス33万8000円、収支差率はプラス9.5%となっており、全国平均でならせば赤字経営にはなっていないことが明らかになっている。報酬は税財源によって賄われるものであり、その増額については慎重な検討が必要である。また、身体介護ありかなしかで報酬が異なることについて強い反発があった。身体介護なしの報酬が身体介護ありの場合に比べて低いことが原因であるが、そこに一定の差を設けることは合理的である。むしろ、本来身体介護が必要な利用者であっても身体介護なしで算定されている事例があるのであれば、そこから是正していくべきであるし、今後の高齢化を考えると身体介護ありの算定者が増えていく傾向になっていくと思われるため、いましばらく様子を観ていく必要があるのではないか。

謝辞

本研究は、厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業の補助金を受けて実施した。